

いじめ防止基本方針

本方針は、児童一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、舞鶴市・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため策定する。

ーいじめについての基本的な考え方ー

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある深刻な人権問題である。

いじめ防止等のための全体計画

組織

いじめ防止対策委員会

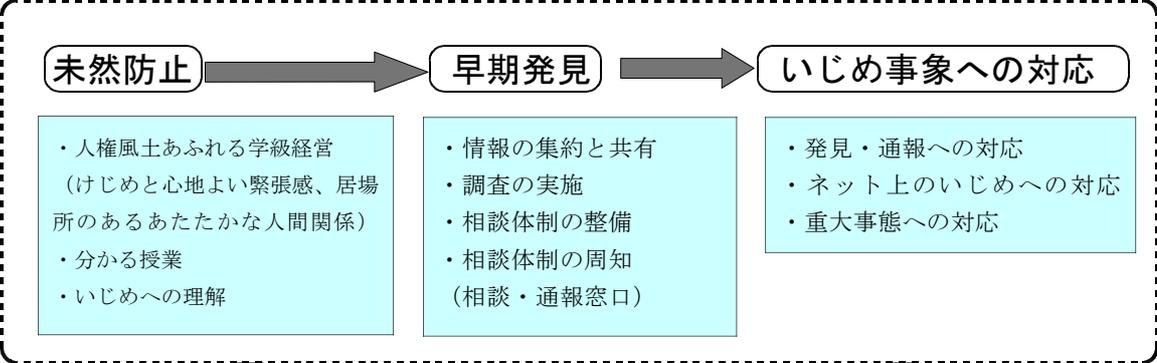
目的：学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担う。

構成員：校長、教頭、教務、養護教諭、生指主任、いじめ防止対策主任、教相主任、人権主任
(必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、PTA 会長等が加わる)

会議：毎月第3火曜

役割：いじめの防止・早期発見・事案対処に関する取組を行う。
いじめ防止学校基本方針の年間計画に基づく研修、アンケート・面談等の実施
いじめ防止学校基本方針が適切に機能しているかの点検・見直し (PDCA サイクル) の実施

対策



連携

